

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 8 月 31 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600264号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600195号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成11年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年7月から同年9月までの標準報酬月額については、34万円から38万円とする。

平成11年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年7月1日から同年10月1日まで

C厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が同厚生年金基金の記録と相違していることを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、A社に係る請求者の請求期間の標準報酬月額は34万円と記録されているが、C厚生年金基金が保管している当該事業所に係る平成11年7月の加入員給与月額変更届によると、事業主は、平成11年8月5日に請求者を含めた17名の標準給与月額が変更となった届出をしており、当該月額変更届において、請求者の標準給与月額が34万円から38万円となったことが確認できる。

また、C厚生年金基金は、「平成11年度の『加入員報酬標準給与月額算定基礎届(10月改定)』及び『加入員給与月額変更届(7月改定)』については、健康保険組合と当基金において合同で受付を行っていた。事業所からの健康保険組合提出分(健康保険組合独自の届出様式)と社会保険事務所(当時)及び当基金提出分(社会保険事務所と当基金複写様式)を受付し、賃金台帳等の精査を実施後、社会保険事務所と当基金への届出書は当基金にて受理し、当基金から社会保険事務所に回送していた。平成11年8月末までに回送するスケジュールにて処理を行っていたと思われる。」と回答しており、事業所が、当該厚生年金基金に請求者を含む17名分の平成11年7月の加入員給与月額変更届を社会保険事務所分も含めて提出し、社会保険事務所分の届書が当

該厚生年金基金から社会保険事務所へ回送されていることがうかがえる。

なお、上記の平成 11 年 7 月の加入員給与月額変更届に記載されている 17 名のうち、1 名の同僚が所持している平成 11 年 9 月分の給与明細書から、厚生年金基金加入員記録の標準給与月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、平成 11 年 8 月に C 厚生年金基金に届け出た平成 11 年 7 月の加入員給与月額変更届と一体性があり複写された届書が、当該厚生年金基金から社会保険事務所へ回送されたことがうかがえることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を 34 万円から 38 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600460号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600197号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年10月22日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和43年10月22日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和43年10月22日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年10月22日から同年11月1日まで

夫(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に同社C工場から同社D工場への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事発令の記録及び同僚の陳述から、訂正請求記録の対象者がA社に継続して勤務し(A社C工場から同社D工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、B社は、訂正請求記録の対象者について、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日であることから、同社C工場での資格喪失日を同日付けとして手続を行うべきであった旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の異動日については同日とする

ことが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の昭和 43 年 10 月の定時決定に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社の事業主は、請求期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600522号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600196号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年12月8日から昭和63年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。同社には昭和63年9月30日まで勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者はA社を昭和62年11月30日に離職していることが確認できる上、オンライン記録によれば、請求者の昭和62年12月8日に係る厚生年金保険の資格喪失処理は同年12月25日に行われており、同日付で健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

また、請求期間において、A社の厚生年金保険の加入記録が確認できる二人の従業員に照会したところ、一人は請求者を知らないとしており、もう一人は請求者を知っているとしているものの、請求者の退職時期は記憶していないと回答している。

さらに、A社の請求期間当時の取締役は、同社は既に解散しており、資料は全て廃棄している旨回答している上、請求期間当時の事業主も既に死亡しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。